

若葉小・花巻中周辺

ゾーン30に指定します

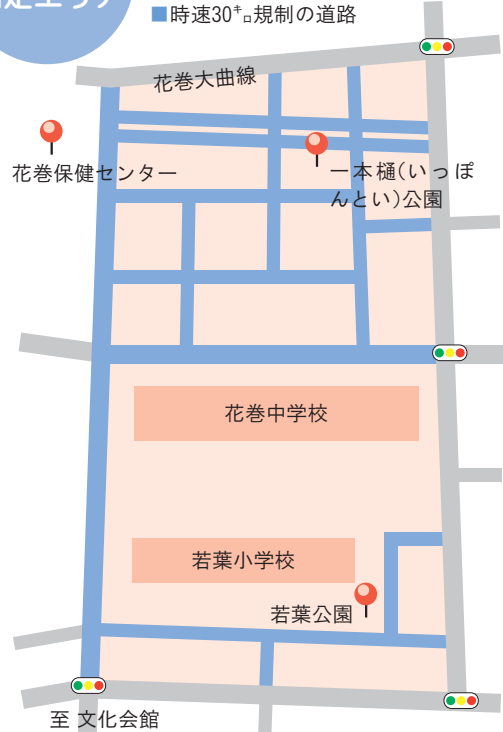
県公安委員会では、3月28日から若葉小学校・花巻中学校周辺の生活道路(通学路)を「ゾーン30」に指定します。

車を運転する皆さんは、この区域内を通行する際、時速30km以下で走行をお願いします。
※ゾーンの入り口には規制標識や路面標示などが設置されます

ゾーン30とは・・・

生活道路における交通安全対策の一つ。一定の範囲内(ゾーン)の生活道路について、歩行者などの安全を確保するための事業です。ゾーン内は、自動車などの最高速度を時速30kmに規制し、歩行者などの通行を最優先に考えます。

ゾーン30
指定エリア



【問い合わせ】

- ゾーン30(規制標識設置)について
花巻警察署交通課(☎23-0110)
- 交通安全について
本庁市民生活総合相談センター(☎24-2111内線254)

【表3】重課税率の適用年度

最初の新規検査年月	重課税が適用される年度
～平成14年12月	平成28年度から
平成15年1月～平成16年3月	平成29年度から
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度から
平成17年4月～平成18年3月	平成31年度から
平成18年4月～平成19年3月	平成32年度から

※以下、「最初の新規検査」に応じて、「重課税が適用される年度」が異なります

【表4】グリーン化特例

種別	税率(年額)				
	特例①	特例②	特例③		
軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円		
軽四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円

※グリーン化特例が適用されるのは平成28年度の軽自動車税のみです

特例③(約25%軽減)
●乗用：「★★★★★」かつ、平成32年度燃費基準達成車
●貨物：「★★★★★」かつ、平成27年度燃費基準+15%達成車
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています

軽自動車税の減免
身体または精神に障がいがある方が所有する軽自動車などは、1台に限り軽自動車税の減免を受けられる場合があります。詳しくは

【問い合わせ】
▽本庁市民税課 ☎24-2111内線236
▽各総合支所税務会計係
大迫 ☎48-2111内線133
石鳥谷 ☎45-2111内線216
東和 ☎42-2111内線253

5月に送付する納税通知書の裏面をご覧ください。
▽申請期限 5月24日(火)
※普通自動車税の減免や福祉タクシー券の交付を受ける方は、軽自動車税の減免は受けられません

【表1】原動機付き自転車および二輪車など

種別	税率(年額)		
	平成27年度まで	平成28年度から	
原動機付き自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	20cc超(三輪以上)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,900円
軽二輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)		4,000円	6,000円
雪上車		2,400円	3,600円

【表2】軽三輪車および軽四輪以上の車両

種別	税率(年額)				
	現行税率	新税率	重課税率		
軽三輪					
軽四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

税負担を軽減「グリーン化特例」(表4参照)
三輪と四輪の軽自動車で、排出ガス、燃費性能の優れた車について
●重課税率
最初の新規検査から13年を経過した車両が対象です。14年目の年度から重課税率が適用されます。ただし、燃費の種類が電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリットの車両および、被けん引車は除きます。

●電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)
●乗用：平成17年排出ガス基準75%軽減達成(以下「★★★★★」)かつ、平成32年度燃費基準+20%達成車
●貨物：「★★★★★」かつ、平成27年度燃費基準+35%達成車

平成28年度に限り、「グリーン化特例」が適用され、税率が軽減されます。
適用されるのは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受け、次の条件を満たしたものに限りです。

平成28年度の軽自動車の税率をお知らせします。車両の種類や最初の新規検査年月によって適用される税率が異なります。
※最初の新規検査とは、車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用するときにかかる検査です。年月は、自動車検査証の「初年度検査年月」の欄に記載されています



平成28年度
軽自動車税のお知らせ

■原動機付き自転車および二輪車など(表1参照)
平成28年度は表1のとおり税率になります。

■軽三輪車および軽四輪以上の車両(表2および3参照)
最初の新規検査により、現行税率、新税率、重課税率のいずれかの税率になります。

●現行税率
平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両が対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。

●新税率
平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両が対象です。新規検査から13年を経過するまで適用されます。

